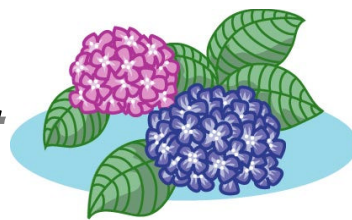


# くらしのフレッシュ便



広島県生活センター

## 相談ファイル

### ～素人には危険がいっぱい！先物取引～

#### 《相談内容》

昨日会社に電話があり、「大豆の海外先物取引」を勧められた。今までに経験はなかったが、「安全で必ず儲かる」と言うので、契約した。友人に相談したら、海外先物取引は危ないのでやめたほうが良いと言われたため、契約先に解約したいと申し出たが応じてくれない。

(20歳代 女性)

#### 《アドバイス》

海外先物取引は、業者の事業所で契約した場合を除き、契約してから14日以内であれば、クーリング・オフが可能です。(国内先物取引についてはクーリング・オフが認められていません。)

勧誘の際に重要事項について事実と異なることを告げられたり、必ず儲かると誤認させられて契約した場合などについては、消費者契約法により取り消すことも可能です。



先物取引とは、将来の一定の時期に商品を受渡することを約束して、その価格を現時点で決める取引です。取引をするために担保として預ける証拠金の10～20倍の金額の取引をすることになるため、わずかな値動きでも大儲けする可能性もありますが、反対に多額の損失となることもあります。

悪質な業者は、損金が出てあわてる消費者の心理につけ込み「必ず取り戻す」と言ってはさらに大金をつぎ込ませたり、無用の取引を繰り返させて高額な手数料で儲けようとします。

先物取引の仕組みは複雑で、必ず儲かる保証はなく、極めて危険性の高い取引なので、素人は安易に契約しない注意が必要です。

## 情報ファイル

### ～ペットボトルによる事故が増加～

ここ数年、開閉後もキャップで何度も自由に開閉でき、持ち運びにも便利なペットボトル入りの飲料が増えていますが、国民生活センターの「危害情報システム」には、清涼飲料容器(ペットボトル、缶、ビンなど)の破裂に関する事故情報が寄せられています。



#### 《原因》

糖分を含んだ飲料、果汁飲料などは、口飲みをすると口腔内微生物が飲料内に入り込み、特に酵母等が混入した場合、飲料中のブドウ糖を利用してアルコールと二酸化炭素に分解します。飲料中の酵母は、室内に置かれると徐々に増殖して、さらに二酸化炭素を蓄積し、それがペットボトル内の圧力を高めて、ちょっとした衝撃でキャップが飛んだり、容器が破裂する場合があります。

なお、糖分をほとんど含まない茶系飲料やナチュラルミネラルウォーターなどでは、破裂する可能性が低いと思われます。

#### 《アドバイス》

一度キャップを開いたら、常温で放置せず、飲み終わるまで必ず冷蔵庫で保存して、できるだけ早く飲みきることを。

口飲みで飲用すると、飲み戻しでペットボトル内に微生物が混入してしまうので、できるだけコップなどの容器に注いで飲むこと。

## 消費生活相談状況(4月) ※5月31日現在確定分

県内の相談窓口で4月中に受付けた消費生活相談は、1,544件ありました。  
架空請求や不当請求の相談が依然として多く寄せられています。  
主な苦情相談は次の表のとおりです。

### 4月の苦情相談ワースト5

順位	商品・役務	相談件数	主な相談内容
1	情報提供サービス	963	100万円が当たると電話番号でメールが届き、ボタンをおしたらアダルトサイトに登録された。 など
2	融資サービス	49	「融資の案内」と電話がかかり、借入を申し込んだ。完済したが利息を請求する脅迫的な取立てが止まらない。 など
3	教室・講座	36	数年前に支払いを完済した行政書士の通信教育の終了費用を請求された。 など
4	書籍・印刷物	27	申し込んでもいないのに税務関係の冊子が毎月送付されるので受取拒否しているが購読料を請求された。 など
4	医療用具	27	SF商法で電気治療器を購入した。高額なので解約を申し出たら応じたが大丈夫か。 など

## ～お知らせ～

### 消費者啓発講座

日時	場所	対象	講師
6月3日(木) 13:00～14:30	因島市 芸予文化情報センター	民生委員	センター職員
6月9日(水) 13:30～15:00	海田町 老人福祉センター	高齢者(さわやか大学)	元広島県立生活センター所長 馬場せつ子
6月9日(水) 13:30～15:00	向島町 奥江公民館	高齢者	消費生活アドバイザー 城戸守固
6月18日(金) 17:30～18:30	御調町 公立みつぎ総合病院	ヘルパー, 看護師, 町職員	消費生活アドバイザー 岡田恵子
6月21日(月) 10:00～11:30	庄原市 かんぼの郷 庄原	総領町老人クラブ	センター職員
6月25日(金) 10:00～11:30	江田島町 コミュニティセンター	高齢者	消費生活アドバイザー 島田ちづ子

### 広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階  
消費啓発グループ TEL 082-513-2731